

追加給付を行う事業主向け助成金

| | 育児・介護雇用安定等助成金（育児休業取得促進等助成金（育児休業取得促進措置）） | 育児・介護雇用安定等助成金（育児休業取得促進等助成金（短時間勤務促進措置）） | 中小企業人材確保支援助成金（中小企業雇用管理改善助成金） | 建設雇用改善助成金（建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金（教育訓練受講給付金）） | 建設雇用改善助成金（建設教育訓練助成金（建設業務労働者就業機会確保事業教育訓練）） |
|------------|---|--|---|--|--|
| 主な制度概要 | 労働者に対し育児休業を利用させ、経済的支援を行う事業主に対する助成 | 労働者に対し養育のための短時間勤務制度を利用させ、経済的支援を行う事業主に対する助成 | 雇用管理の改善計画の認定を受けた事業協同組合等の構成中小企業者又は個別中小企業者が労働者に対し職業に関する相談を行うための設備・施設を設置・整備又は職業相談者を配置する事業を行い、併せて労働者の雇入れを行った場合に助成 | 新規・成長分野に係る事業を行う建設事業主が、その雇用する労働者に当該事業に従事するために必要な教育訓練を受講させた場合に、その期間に支払った賃金の一部を助成 | 建設業務労働者就業機会確保事業の許可を受けた建設事業主が、対象労働者に教育訓練を受講させた場合に、その期間に支払った賃金の一部を助成 |
| 毎月勤労統計との関係 | 対象事業主が行う経済的支援の額に助成率を乗じて得た額。ただし、次のイ、ロの額のいずれか低い額に支給対象期の日数を乗じて得た額を限度。 イ 対象被保険者の休業開始時賃金日額の3/10。 ロ 雇用保険の賃金日額（30歳以上45歳未満）の上限額の3/10。 | 対象者1人あたりの基準額を支給対象期間中における1月あたりの平均所定労働日数で除して得た額に、支給対象期間中に短時間勤務制度を利用した日数を乗じて得た額。ただし、雇用保険の基本手当日額（30歳以上45歳未満）の最高額に30を乗じて得た額を限度。 | 事業主が配置する職業相談者にかかる賃金等の1/3の額。ただし、雇用保険の基本手当日額の最高日額に支給の対象となる日数を乗じて得た額に330を乗じて365で除して得た額を限度（職業相談者配置事業）。 | 対象教育訓練を受けさせる期間に支払った通常の賃金の1/2（中小企業にあっては2/3）に相当する額に、対象教育訓練を受けさせた日数（1コース150日を限度）を乗じて得た額。ただし、その額を当該日数で除して得た額が雇用保険の基本手当日額の最高額を超えるときは、基本手当日額の最高額に当該日数を乗じて得た額を限度。 | 対象教育訓練を受けさせる期間に支払った通常の賃金の1/2（中小企業にあっては2/3）に相当する額に、対象教育訓練を受けさせた日数（1コース150日を限度）を乗じて得た額。ただし、その額を当該日数で除して得た額が雇用保険の基本手当日額の最高額を超えるときは、基本手当日額の最高額に当該日数を乗じて得た額を限度。 |
| 支給対象期間 | H19～22年度 | H19～22年度 | H16～17年度 | H16～17年度 | H17～22年度 |